

厚生・産業常任委員会
平成25年(2013年)6月24日
病 院 事 業 庁

平成25年6月県議会
厚生・産業常任委員会
資 料

議第132号 平成25年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)	-----	1
議第121号 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	-----	2
議第126号 損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて	-----	6

平成25年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）の概要

OH25.1.24の閣議決定において要請された「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ」た措置を行うため、安全・安心で質の高い医療の提供に、支障を生じさせないことを基本とした医療人材の確保等を考慮し、給与費の減額を行うもの。

【減額内容】

平成25年7月から翌年3月までの給与について以下の減額措置を実施

(給料月額)

●行政職

(単位 %)

	削	減	率
行政職7級以上の職員(課長級以上)	△		9.77
行政職3級以上6級以下の職員 (概ね30歳以上参事級まで)	△		7.77
行政職2級までの職員(概ね30歳まで)	△		4.77

※研究職の給料表については、行政職に準じた削減率とする。

●医師、看護師等医療技術職

(単位 %)

		削	減	率
医 師	病 院 長	△		3.00
	そ の 他	△		1.00
看 護 師 等 医 療 技 術 職	課 長 級	△		3.00
	参 事 級	△		1.50
	そ の 他	△		1.00

(管理職手当)

削減率： 一律 △10.0%

【補正予算額】

(単位 千円)

	給 料	共済費	その他	合 計
病院事業会計	△ 40,218	△ 12,068		△ 52,286

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立精神医療センターに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく指定入院医療機関として新たに病棟を開棟するため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立精神医療センターの病床数を123床とすることとします。（別表第1関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

議第 号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 滋賀県立精神医療センターの項中「100床」を「123床」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
省略				省略			
滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。 (2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること (3) 精神障害者等の社会復帰を促進するための生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	100床	滋賀県立精神医療センター	草津市笠山八丁目	(1) 精神的健康の保持および増進に関すること。 (2) 精神障害者等の専門的な医療に関すること (3) 精神障害者等の社会復帰を促進するための生活の訓練および指導に関すること。 (4) 精神障害者等の医療の調査研究に関すること。	123床
別表第2 省略				別表第2 省略			

滋賀県立精神医療センターにおける医療観察病棟の整備について

1 趣旨

心神喪失または心神耗弱の状態で大な他害行為を行った人に対して、手厚い専門的な治療を行い、再発防止と円滑な社会復帰を目指すために、厚生労働省が指定する医療観察法に基づく入院医療を引き受ける医療機関（指定入院医療機関）を滋賀県立精神医療センターに整備します。

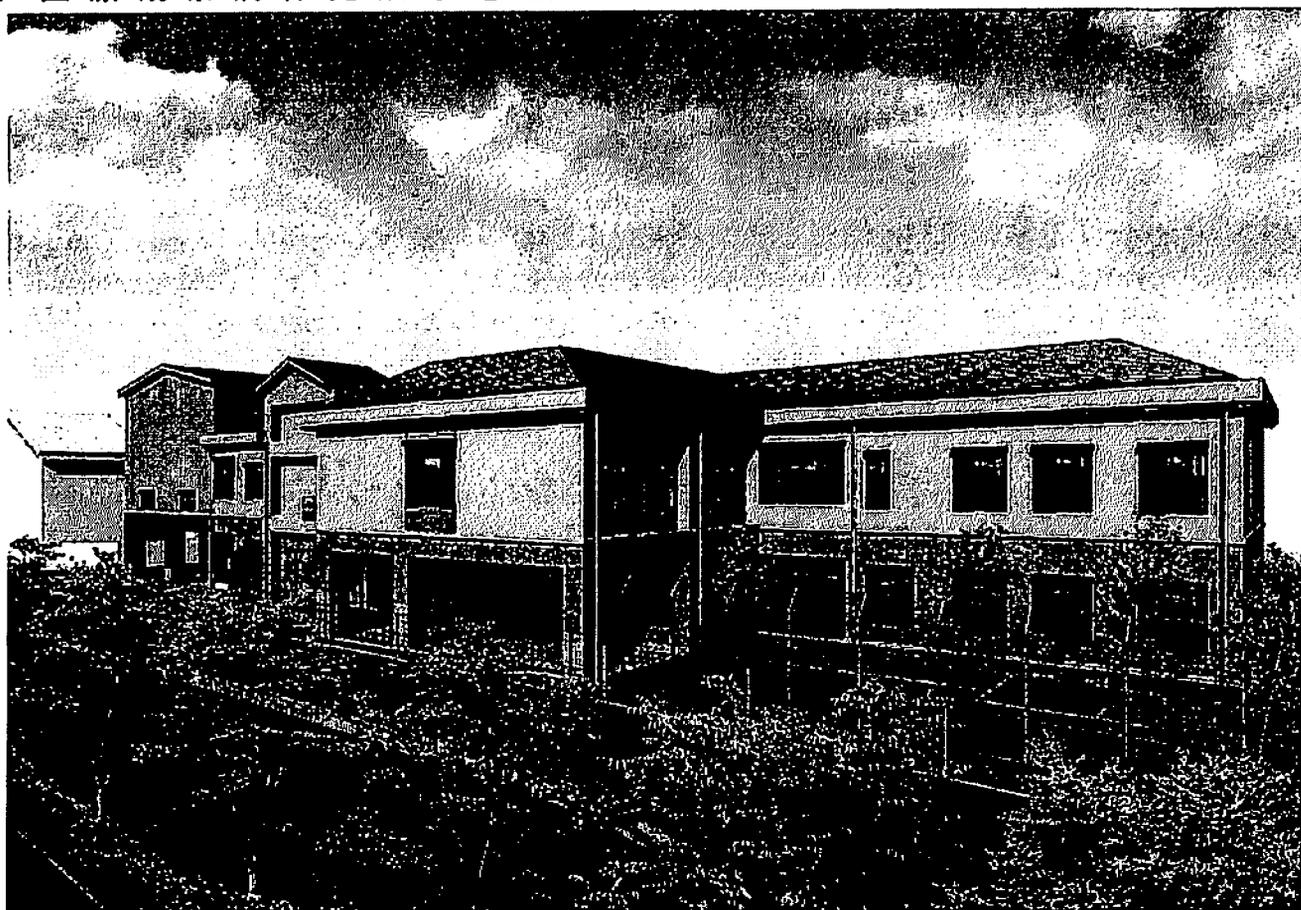
2 施設概要

○所在地：草津市笠山八丁目4-25

○延床面積：2,696.32㎡（塔屋階26.48㎡を含む。）

- ・1階（床面積 1,190.90㎡）
作業療法室、集団療法室、カンファレンス室、面会室、事務室、警備室
厨房（現有施設を移設）
- ・2階（床面積 1,478.94㎡）
病床（23床）、食堂・デイルーム、保護室、診察室、
体育室（バドミントンコート1面程度の広さ）

< 医療観察病棟完成予想図 >



損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立成人病センターにおいて、平成 23 年 5 月に発生した医療事故について、患者さんの病状が落ち着いたことから、今後の対応について患者ご家族との話し合いの準備を進めていたところ、ご家族からも 1 年半以上経過しており損害賠償による早期解決を望まれました。

このため、本年 3 月に当センターからご家族に和解案を提示したところ、今般、損害賠償金の支払いによる和解を行うことで双方合意に達したので、損害賠償の額を定めることについて、6 月県議会に議案を提出するものです。

1 損害賠償の額

金 7, 800 万円 (全額病院賠償責任保険により補てんされる。)

- ・平成 23 年 5 月、腹腔鏡手術を行ったところ、手術後、病状の急変により心肺停止状態となり、結果として重篤な後遺障害が残ったことに対し、賠償金を支払うもの

2 事故の概要・経過

- (1) 患 者：滋賀県内在住 事故当時 30 歳代女性
- (2) 平成 23 年 5 月、腹腔鏡手術中に血管からの出血を認めたため止血処置を行い、止血を確認した上で予定手術を終了した。
- (3) 術後、病棟で主治医・診療科長が協議しつつ夜間も継続的に診察に当たっていたところ、血圧低下、頻脈、貧血の進行を認めた。診察所見および輸血により貧血の改善が見られたことから、緊急に再開腹し止血術を要するような活動性の出血ではないと判断した。生命徴候に変化があれば緊急手術を考慮することとし、輸血を継続して経過観察することとした。
- (4) ところが、翌早朝、急変が起こり心肺停止状態となった。蘇生術を施行し心拍は再開したが、自発呼吸なく人工呼吸器管理を必要とした。
- (5) CT 検査の結果、右後腹膜に血腫を認めたため開腹による止血術を施行した。
- (6) 術後は病院あげでの処置を実施し救命に努めたが、結果として重篤な後遺症が残った。

- (7) 事故当日、総長よりご家族に対し、「病院全体で、全科総力を挙げてベストを尽くしていきたい」と説明。同日、事故に関する情報共有のため緊急調査会を開催した。
- (8) 6月には、医療事故対応マニュアルに基づき、事故原因の分析等を行うため医療事故調査会を設置した。また、同月中にご家族に事故の経過および今後の見通しについて説明した。その後も、ご家族に随時病状等について説明するとともに、ご家族からの相談に応じてきた。
- (9) 平成23年11月同調査会が医療事故調査報告書を取りまとめ、12月に病院がご家族に説明し、総長から謝罪した（「結果的にこのような形になってしまったことについて医療者として深く反省しお詫びする。」）。

3 事故の原因

- (1) 術後に出血による貧血が徐々に進行しており、急変に関与していたと考えられる。
- (2) 術後に、ドレーン（排液管）からの出血、血圧低下、頻脈を認め、当該科において診察、輸液、輸血などで対応していたが、後方視的にみると出血程度の評価に客観性が不足していた。開腹術は極力回避したいという思いもあったが、結果的には、術後管理における病態把握が不十分であったと考えられる。

4 再発防止策

- (1) 術中出血の状況に対する対応を、客観的な数値により判断し移行すべき手術手技を規定した当該診療科のガイドラインの作成、ならびに術中出血症例、術後出血の高リスク症例を抽出し、その取扱い、管理病棟についての指針を作成し運用開始した。
- (2) 術式の状況に左右されないように、術後出血に対する輸血、検査、再開腹の判断に関する客観的な数値による対応指針を作成し実施した。
- (3) 術後出血の正確な評価のために、留置ドレーンを閉鎖型に変更した。
- (4) 術後のより安全な管理体制の構築および初期対応に対する職員研修を実施した。

5 その他

患者ご家族は、医療事故発生当初から非公開を希望されていたことから、患者ご家族の意向を最大限尊重し、精神面への配慮およびプライバシーの侵害とならないよう配慮が必要。